給　付　金

給付金は会員となった月の翌月１日から次のような事由が発生したときに支給されます。請求には、**保険金請求書と添付書類（下記参照）が必要です。**
※必要に応じて下表添付書類欄の書類以外に別途証明書を請求させていただく場合があります。
※会費が未納となっている場合、入金確認後の支給となります。

	給　付　金　の　種　類			金額（円）	添　付　書　類
祝金	会員の結婚			10,000	戸籍謄本または婚姻届受理証明書の写しのいずれか1通
	会員又は会員の配偶者の出産			10,000	戸籍謄本、住民票 、母子手帳の写しのいずれか1通　会員本人との続柄がわかる証明書
	会員の子供の小学校入学			5,000	戸籍謄本、住民票、就学通知書の写しのいずれか1通お子様の入学（生年月日）と会員本人との続柄がわかる証明書 ■事由発生日は就学日（入学した日）となります。
	会員の子供の中学校入学			5,000	
	会員の二十歳の祝金			5,000	戸籍謄本、住民票 、運転免許証、マイナンバーカード（表面）の写しのいずれか1通
	会員の還暦祝			5,000	
	会員の結婚25周年（銀婚祝）			5,000	戸籍謄本の写し
	会員の結婚35周年（珊瑚婚祝）			7,000	
	会員の結婚50周年（金婚祝）			10,000	
	勤続満10年			5,000	勤続証明書（センター指定「22ページ」）または就職した日が分かるものの写しのいずれか1通 ※勤続期間は、同一事業所に勤務していることが条件になります。 ■事由発生日は、入職日からX年後（勤続X）の入職応当日の前日となります。
	勤続満15年			5,000	
	勤続満20年			8,000	
	勤続満25年			8,000	
	勤続満30年			10,000	
	勤続満35年			10,000	
	勤続満40年			10,000	
死亡弔慰金	会員の配偶者の死亡			30,000	医師の死亡診断書、死体検案書、死亡届、戸籍謄本の写しいずれか1通と、必ず本人との続柄が分かる証明書 （子の死亡で、妊娠7ヶ月以上の死産の場合は死亡届受理証明書の写し）
	会員の子供の死亡			20,000	
	会員または配偶者の親の死亡			5,000	
	住宅災害による同居親族の死亡			10,000	
死亡保険金	会員	疾病死亡	65歳未満	100,000	・医師の死亡診断書、死体検案書 ・戸籍謄本など受取人との続柄が分かるもの ・不慮の事故死亡の場合は、その証明書 ・その他必要に応じて **※請求書類は、センターのHPからダウンロード。**
			65歳以上	50,000	
		不慮の事故死亡		100,000	
障害保険金	会員	疾病による重度障害	65歳未満	100,000	・センターの指定する後遺障害診断書 ・不慮の事故の場合は、その証明書 ・その他必要に応じて **※請求書類は、センターのHPからダウンロード。**
			65歳以上	50,000	
		不慮の事故の場合		100,000以内	
住宅災害保険金	火災等（会員の居住する建物）			100,000以内	・関係官署の罹災証明書 ・修理業者による見積書、請求書等の写し **※請求書類は、センターにご請求ください。** ※被災状況の調査が必要になります。早急にセンターにご連絡ください。
	自然災害（会員の居住する建物）			30,000以内	

※給付事業については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17。以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約し実施しています。当センター又は会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等について、当該保険の普通保険約款及び特約条項の規定によります。